

おみたまっ子 子育てガイドブック



もくじ

◆妊娠・出産◆

1 ページ

《お子さまの健やかな成長のために》

母子健康手帳の交付

2 ページ

出産・子育て応援事業

妊産婦タクシー利用助成金

マタニティマーク

妊婦・産婦健康診査・新生児聴覚検査

3 ページ

ハローベビー教室

出生届

出産祝い金

◆健康・保健◆

4 ページ

《健康診査・相談・教室》

妊娠・出産・子育て相談窓口

産後ケア事業

5 ページ

こんにちは赤ちゃん訪問

予防接種予診票綴り

乳児委託健康診査

育児相談

6 ページ

4～5 か月児相談

ブックスタート

10 か月児相談

幼児健康診査（集団）

発達相談（個別）

コスモス教室（集団）

◆医療支援◆

7 ページ

《各種医療費支給制度》

出産育児一時金の支給

医療福祉費支給制度（マル福・マル特）

9 ページ

自立支援医療制度

学校などでけがをした場合

10 ページ

《障がいのあるお子さまへ》

身体障がい者手帳

療育手帳

心身障がい者扶養共済制度

軽度・中等度難聴児補聴器購入費用の助成

補装具費の支給

特定疾病療養者見舞金

11 ページ

日常生活用具の給付

障がい児通所支援

障がい福祉サービス

日中一時支援事業

◆救急◆

12 ページ

《お子さまが急病のときに》

茨城子ども救急電話相談

《医療機関の照会》

茨城県救急医療情報システム

病院の照会

《誤飲のときに》

日本中毒情報センター中毒110番

13 ページ

医療機関メモ

◆手当◆

14ページ

《各種手当制度》

児童手当

15ページ

児童扶養手当

16ページ

障がい児福祉手当

在宅心身障がい児福祉手当

特別児童扶養手当

◆就学前◆

17ページ

《就学前のお子さまがいるご家庭に》

第2子保育料の無償化

就学時健康診断

◆小・中学校◆

18ページ

《小中学校へ通うお子さまへ》

ランドセルの贈呈

新入学準備金の入学前支給

遠距離通学支援

19ページ

就学援助制度

特別支援教育就学奨励費制度

巡回支援員派遣事業

◆こどもの居場所◆

20ページ

《市内幼稚園》

幼稚園の預かり保育

《保育所》

保育所・認定こども園

21ページ

市内保育所一覧・市内認定こども園一覧

22ページ

市内地域型保育一覧

23ページ

小美玉市保育施設等位置図

24ページ

《放課後のこどもの居場所》

放課後児童クラブ

25ページ

民間放課後児童クラブへの補助

◆子育て応援情報◆

26ページ

いばらき子育て家庭優待制度

（「いばらきKids Club」カード）

小美玉市子育て応援企業登録制度

27ページ

子育て世帯家事支援サービス助成事業

交通事故に備えていますか？

28ページ

子育て広場

子育て情報アプリ・子育て情報サイト

みんな集まれ！各種団体・施設の紹介

32ページ

《こんな活動もしています》

福祉機器の貸し出し

車いす送迎車（福祉車両）の貸し出し

援護金配分事業

ひとり親家庭クリスマスケーキ配付事業

障がい児家族交流事業

◆子育てに関する相談窓口◆

33ページ

《ひとりで悩まず気軽に相談を》

こども家庭センター

ひとり親家庭の相談

子育てスマイルトーク

34ページ

子どもの教育相談

いじめ・体罰解消サポートセンター

子どもホットライン

生徒指導相談室

茨城県中央児童相談所

35ページ

《障がいのあるお子さまの相談》

福祉の相談

専門機関の相談

障がい者110番

教育の相談

36ページ

《児童虐待について》

◆妊娠・出産◆

○母子健康手帳の交付・・・こども家庭センター

医療機関で妊娠が判明し出産予定日がわかりましたら、早めに妊娠届出をして「母子健康手帳」を受け取りましょう。

母子健康手帳は、妊娠中の経過や出産状況、お子さまの成長や予防接種の記録などに使用します。

完全予約制 **必ず事前に予約をしましょう！**

こども家庭センター（小美玉市小川2-1 小川保健相談センター内）

【1.受診】

- ・医療機関を受診し、妊娠証明書（出産予定日が分かるもの）をもらいましょう。

【2.予約】

- ・市のホームページ申請フォームから、妊娠届出事項を入力し、希望する来所日を予約しましょう。
※入力する日から4日後以降の予約になります。
※予約枠に空きがある日程のみ選択できます。

【3.面談当日】

- ・面談を受けて母子健康手帳を受け取りましょう。
- ・面談は、必ず保健師・助産師等の専門職が行います（30分程度）。当日はできるだけ妊婦さんご自身がお越しください。
◆持ち物：出産予定日が分かるもの・申請者のマイナンバーカード
申請者の身分証明書・妊婦さんの保険証・銀行口座が分かるもの

【4.手帳の受け取り】

- ・面談が終わると、当日母子健康手帳が受け取れます。
- ・妊婦さんご本人と面談できた場合、**妊婦支援給付金（5万円）**が申請できます。
※事前予約なしで来所された場合、母子健康手帳の発行ができませんので、ご注意ください。
※代理の方が母子健康手帳を受け取る場合、妊婦支援給付金は後日妊婦さんご本人が申請してください。
※こども家庭センターでは、母子健康手帳をお渡ししたあと、小川総合窓口課での医療福祉費受給者証（マル福）の申請をご案内しています。時間に余裕をもってお越しください。



○出産・子育て応援事業・・・こども家庭センター

すべての妊産婦・子育て家庭が安心して出産子育てできるよう、面談等を通して必要な支援を行う「妊婦等包括相談支援事業」と妊娠期から子育てにかかる費用の負担軽減を図る「妊婦のための支援給付」を一体的に実施する「出産・子育て応援事業」を行っています。

「妊婦等包括相談支援」で定期的な面談を行い、アンケートに回答することで「妊婦支援給付金」を受給できます。

○妊産婦タクシー利用助成金・・・こども家庭センター

妊産婦健診・出産に伴う入退院のために医療機関へタクシーで通院する場合のタクシー運賃を助成します。

必要な書類をそえて、こども家庭センター窓口に申請してください。

※申請書はホームページからダウンロードできます。

◆助成の対象

- ・妊婦一般健康診査
- ・出産のための入退院
- ・産婦健康診査

◆助成の額

- ・タクシー1回の利用につき上限5,000円

※1回の妊娠につき10回まで（往復での利用は2回カウント）

◆必要な書類

- ・タクシー料金の領収書
- ・産科医療機関の領収書等、受診が確認できるもの
- ・母子健康手帳の経過欄の写し
- ・金融機関情報が確認できるもの



○マタニティマーク

妊産婦さんへの思いやりをマークにしたものです。

母子健康手帳交付時にキーホルダーをお渡ししています。

○妊婦・産婦健康診査・新生児聴覚検査・・・こども家庭センター

母子健康手帳の交付時にお渡ししている「母子健康手帳別冊（受診票綴り）」内の各受診票をご利用ください。県内の医療機関で受診しましょう。

◆妊婦健診：14回（多胎の方は16回）

◆産婦健診：2回

◆新生児聴覚検査の助成

※いずれも上限を超えた額につきましては自己負担となります。

※県外医療機関で妊産婦健診・新生児聴覚検査を希望される方は2週間前までに市ホームページ申請フォーム、またはこども家庭センター窓口で手続きが必要です。

○ハローベビー教室・・・こども家庭センター ※要予約

妊婦さんとそのご家族のための教室です。安心して赤ちゃんの誕生の日を迎えられるよう、出産編にはぜひパパも一緒にご参加ください。

これからパパ・ママになる皆さんの交流・情報交換の機会としても役立ちます。

※対象者には子育て情報アプリより、プッシュ通知予定です。

◆内容

妊娠編：妊娠・出産の経過、産後の生活と家族計画、妊娠中・産後の栄養、妊娠中の口腔ケア、アロマヨガ

育児編：新生児の子育て、お風呂入りの練習、着替え・おむつの交換、妊娠疑似体験

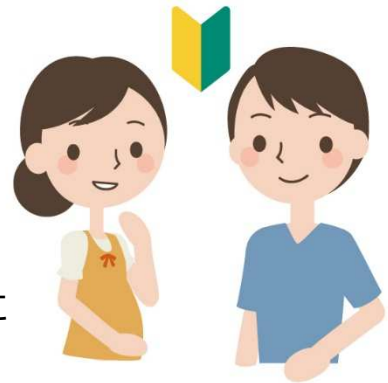
◆申込

開催日3日前までにホームページ予約フォームかお電話にてお申込ください。

※定員になり次第締め切ります。

◆日時・会場

「妊娠編」はこども家庭センター、「出産編」は四季健幸館 浅美運輸Spaで9：00～12：00の時間に行います。



○出生届・・・市民課

赤ちゃんが生まれたら、**生まれた日を含めて14日以内**に出生届を提出する必要があります。本庁市民課、小川総合窓口課または玉里総合窓口課へ提出してください。**出生届出時に児童手当・マル福の手続きも行います。**

また、出生届出時に窓口へ必ず母子健康手帳別冊内にある**「出生連絡票」**を提出してください。

○出産祝い金・・・こども課

出産・子育てにかかるさまざまな経済的負担を軽減し、それぞれのご家庭が望む子ども数が実現できるよう「出産祝い事業」として、出産された方に**出産祝い金**を支給します。お子さまを出産した方または配偶者の方は、**出生日から90日以内**に窓口まで申請してください。お子さまの人数に応じて祝い金が支給されます。

※申請書は窓口で受け取り、またはホームページよりダウンロードできます。

◆祝い金の額

第1子	50,000円	第2子	100,000円	第3子	150,000円
第4子	200,000円	第5子以降	250,000円		

◆申請窓口

こども課（玉里総合支所2階）

福祉事務所美野里支所（市役所本庁舎1階）

福祉事務所小川支所（小川総合支所1階）

◆健康・保健◆

○妊娠・出産・子育て相談窓口・・・こども家庭センター

妊娠期から子育て期まで、総合的に相談支援を行います。安心して妊娠・出産を迎え、楽しく子育てができるよう、保健師等がサポートいたします。

- ・初めての妊娠、気をつけることってあるのかな
- ・つわりで思うように食べられないけど、大丈夫？
- ・赤ちゃんが泣いてばかり…。どうしたらいいの？
- ・どこに相談すればいいか分からない…。

妊娠・出産・子育てのお悩みをご相談ください。

◆相談方法

電話：こども家庭センター（☎0299-56-7720）にお電話ください。

相談時間 9：00～16：00

窓口・訪問：事前にこども家庭センターにご連絡ください。

日程を調整いたします。

アプリ：子育て情報アプリから相談可能です。

返信は平日の業務時間内となります。

こんなサポートがあります！

◆妊娠期

- ・母子健康手帳交付時に助産師や保健師が体調や心配事などをお伺いし、解決に向けたお手伝いをします。
- ・妊娠後期（妊娠34週目安）の妊婦さんへお電話をし、妊娠中やお産に関する電話相談を行っています。

◆出産期

- ・出生届と出生連絡票を提出後、生後4か月までの赤ちゃんがいる全家庭に、市の助産師、保健師、委託助産師等が家庭訪問し、相談に応じます。

◆子育て期

- ・必要なサポートをコーディネートし、子育てに必要な情報提供を行います。
- ・医療機関や子育て支援機関と連携しながら、切れ目のないサポートを行います。

その他、妊娠や出産、育児に関するさまざまな相談に応じます。

○産後ケア事業・・・こども家庭センター

産後1年未満の産婦が、育児サポートを受けて、心身の休息を図るための事業です。産科医療機関等の事業所に通所または宿泊で利用することができます。

施設によってお子さまの対象月齢等が異なりますので、市ホームページからご確認ください。お申し込みは、申請フォームからお願いします。

○こんにちは赤ちゃん訪問・・・こども家庭センター

生後4か月までの赤ちゃんのいるすべてのご家庭に、市の助産師、保健師または委託助産師等が訪問し、相談に応じます。

出生届時に母子健康手帳別冊（受診票綴り）内にある「**出生連絡票**」を提出してください。

※市外で出生届出をされた方は、こども家庭センター（小川保健相談センター内）へ「**出生連絡票**」を提出してください。

※「**出生連絡票**」は市ホームページからダウンロードできます。

○予防接種予診票綴り・・・健康増進課

予防接種は生後2か月からスタートします。接種時に必要な予診票（小美玉市予防接種予診票綴り）は、赤ちゃん訪問時にお渡しします。

市外で出生届を出された方や、転入の方、その他赤ちゃん訪問時に受け取りが難しい方は四季健幸館 浅美運輸Spa・小川保健相談センターにご連絡ください。

問い合わせ 四季健幸館 浅美運輸Spa ☎0299-48-0221
小川保健相談センター ☎0299-58-1411



○乳児委託健康診査・・・こども家庭センター

乳児期に3回（生後1か月頃・3～6か月・9～11か月）、県内の委託医療機関に無料で受診できます。

母子健康手帳の交付時にお渡ししている母子健康手帳別冊（受診票綴り）内の受診票をご利用ください。

◆使用時期

第1回：生後1か月頃

第2回：生後3か月から6か月
（7か月の前日まで）

第3回：生後9か月から11か月
（1歳の前日まで）



※ご自身で県内の委託医療機関（小児科）にご予約ください。

当日は、母子健康手帳と乳児一般健康診査受診票をご用意のうえ受診してください。

※県外の医療機関で受診を希望される方は、事前にこども家庭センターへご相談ください。

○育児相談・・・こども家庭センター

こどもの健康、妊娠中・育児・栄養の相談や身体計測を実施します。

※日程は巻末の「**母子保健事業年間予定表**」をご参照ください。市ホームページでもご覧になれます。

○4～5か月児相談・・・こども家庭センター

お子さまの発育や離乳食の相談、身体計測、ブックスタート等を行います。
対象のお子さまへ通知をお送りします。

※日程は巻末の「母子保健事業年間予定表」をご参照ください。市ホームページでもご覧になれます。

○ブックスタート・・・生涯学習課

4～5か月児相談のときに、親子で絵本を読む楽しさをお届けします。

ボランティアによる絵本の読み聞かせとともに、絵本が入った「ブックスタートパック」をプレゼントします。



○10か月児相談・・・こども家庭センター

お子さまの発育や離乳食の相談、身体計測、保育士による親子遊び指導、歯科衛生士による歯科相談等を行います。

対象のお子さまへ通知をお送りします。

※日程は巻末の「母子保健事業年間予定表」をご参照ください。市ホームページでもご覧になれます。

○幼児健康診査（集団）・・・こども家庭センター

1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診を実施します。お子さまの順調な発育を確かめるためにも、必ず受診しましょう。

対象のお子さまへ通知をお送りします。

※健診を受けていない方には、保健師がご自宅や保育所等にお電話や訪問いたします。

※日程は巻末の「母子保健事業年間予定表」をご参照ください。市ホームページでもご覧になれます。

○発達相談（個別）・・・こども家庭センター ※要予約

言葉や発達面で心配のある幼児期のお子さまについて、個別相談ができます。詳しくはこども家庭センターへお問い合わせください。

※日程は巻末の「母子保健事業年間予定表」をご参照ください。市ホームページでもご覧になれます。

○コスモス教室（集団）・・・こども家庭センター

お友達とうまく遊べない、言葉が遅いなど発達面で心配のあるお子さまを対象に、親子遊びをする場があります。

詳しくはこども家庭センターへお問い合わせください。

※コスモス教室は、未就園のお子さまが対象です。

◆医療支援◆

○出産育児一時金の支給・・・医療保険課

出産したときに分娩者の加入する健康保険から出産育児一時金が支給されます。**詳しくは加入している健康保険へお問い合わせください。**

※国民健康保険に加入している方は、医療保険課へお問い合わせください。

※出産育児一時金は、原則として医療機関に直接支払われます。

○医療福祉費支給制度（マル福・マル特）・・・医療保険課

小児、妊産婦、ひとり親家庭の母子及び父子、重度心身障がい者等が必要とする医療を容易に受けられるよう、健康保険で病院などにかかった場合の自己負担分の費用を公費で助成する制度です。

※予防接種、健康診断、食事代、薬の容器、差額ベッド代、おむつ代、特定療養費などの医療保険適用外分は対象となりません。（その他保険適用外分については医療機関等におたずねください。）

◆小児への医療費助成（マル福・マル特）18歳までの医療費の自己負担ゼロ

出生日から18歳到達年度末までのお子さまが病気やケガなどで、病院等で治療を受けたときの医療費の自己負担分を助成します（医療費無償化）。

※所得制限はありませんが、所得の確認は必要となります。

届出に必要なもの：健康保険情報が確認できるもの

口座情報が確認できるもの

マイナンバーが分かるもの（転入の方）

◆ひとり親家庭への医療費助成（マル福）

ひとり親、またはひとり親世帯のお子さまが病気やケガなどで、病院等で治療を受けたときの医療費の自己負担分の一部を助成します。

※所得制限があります。

届出に必要なもの：健康保険情報が確認できるもの

戸籍謄本など離婚日が分かるもの

マイナンバーが分かるもの（転入の方）



◆妊産婦への医療費助成（マル福）

妊娠の継続と安全な出産のために治療が必要となる疾病について、自己負担分の一部を助成します。

※所得制限があります。

届出に必要なもの：健康保険情報が確認できるもの

母子健康手帳

マイナンバーが分かるもの（転入の方）

◆重度心身障がい者への医療費助成（マル福）

重度心身障がい者が病気やケガなどで、病院等で治療を受けたときの医療費の自己負担分を助成します。

※所得制限があります。

届出に必要なもの：健康保険情報が確認できるもの

身体障がい者手帳や年金証書など障がいの程度が分かるもの

マイナンバーが分かるもの（転入の方）

◆申請窓口

医療保険課（市役所本庁舎1階）

小川総合窓口課（小川総合支所1階）

玉里総合窓口課（玉里総合支所1階）

※転入された方や、小美玉市に住民登録のない方、または小美玉市において所得の確認ができない方は、前住所の市区町村へ所得の照会が必要となる場合がありますので、マイナンバーが分かるものをお持ちください。



○自立支援医療制度・・・社会福祉課

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。

◆育成医療

身体に障がいがあるお子さま、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患があるお子さまが、障がいの除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる場合に、その治療に要した医療費の一部を公費で負担します。

※対象は18歳未満のお子さまになります。

対象の障がい：視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、肢体不自由
内部障がい（心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫、その他の先天性内臓障がい）

◆精神通院医療

発達障がいや精神による疾患により通院医療が継続的に必要な場合に、その通院医療費の一部を公費で負担します。

○学校などでけがをした場合

学校等の管理下における災害（負傷、疾病等）については、学校等で加入する**日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の給付金が優先**となります。

学校等でけが等されたときは、原則 健康保険証だけを提示し、**医療福祉費受給者証（マル福）は使わずに受診**してください。

給付金は、治療が終了するまでに、領収書の保険点数が500点以上の場合、手続きにより学校等を通じて請求できます。（自己負担金でいうと保険点数500点×自己負担割合3割（2割）で1,500円以上（保育所等は1,000円以上））

給付金が優先されるため、上記の保険点数が500点以上の場合、医療福祉費受給者証を使用せず、健康保険証（高額の場合は併せて限度額適用認定証）の提示だけで医療費をお支払いください。

なお、一連の治療の合計保険点数が500点未満の場合は、医療福祉費の助成対象となります。



《障がいのあるお子さまへ》

○身体障がい者手帳・・・社会福祉課

身体障がいと判定された場合に交付されます。この手帳交付を受けると、その認定された障がい等級等により補装具費の支給、日常生活用具給付費の支給、公共交通機関の割引、税の控除・減免、重度心身障がい者への医療費助成等を受けることができます。

○療育手帳・・・社会福祉課

児童相談所において知的障がいと判定された場合に交付されます。この手帳交付を受けると、その認定された障がい程度等により公共交通機関の割引、税の控除・減免、重度心身障がい者への医療費助成等を受けることができます。
問い合わせ 茨城県中央児童相談所 ☎029-221-4150

○心身障がい者扶養共済制度・・・社会福祉課

毎月一定の掛金を納めることで、障がいのある方を扶養されている保護者の方の身に万が一のことがあった場合（死亡、重度障がい）、終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

◆加入できる方

心身障がい者（児）の保護者で65歳未満の方
※その他要件があります。

○軽度・中等度難聴児補聴器購入費用の助成・・・社会福祉課

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のお子さまを対象に、補聴器の購入費用の一部を助成します。

○補装具費の支給・・・社会福祉課

身体の障がいや難病等のお子さまが、将来社会人として独立自活するための素地を育成助長するため、障がいの種類や程度に応じた補装具の購入や修理にかかる費用を支給します。

※購入・修理費用の原則1割が自己負担となります。

○特定疾病療養者見舞金・・・社会福祉課

茨城県から「指定難病特定医療費受給者証」または「小児慢性特定疾病医療受給者証」の交付を受けて療養されている方に見舞金を支給します。

※見舞金を受けるためには、毎年申請が必要となります。

◆見舞金の額

指定難病：年額20,000円

小児慢性：年額20,000円

◆申請の期間

毎年10月1日から12月20日まで

○日常生活用具の給付・・・社会福祉課

障がいや難病等のお子さまの日常生活が円滑に行なわれるよう、障がいの種類や程度に応じて、日常生活の利便を図るための用具を給付します。

※購入費用の原則1割が自己負担となります。

○障がい児通所支援・・・社会福祉課

障がいがあるお子さまが身近な地域で支援を受けられるように、主に次のような通所サービスを受けることができます。

◆児童発達支援

未就学の障がいがあるお子さまに、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

◆放課後等デイサービス

学校等に就学している障がいがあるお子さまに、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練などの支援を行うとともに、放課後等の居場所作りを行います。

◆保育所等訪問支援

障がいの知識や障がいがあるお子さまへの指導経験のある支援員が、保育所などを訪問し、障がいがあるお子さまや保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

○障がい福祉サービス・・・社会福祉課

在宅で生活している障がいがあるお子さまを支援するため、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所などの障がい福祉サービスを受けることができます。

○日中一時支援事業・・・社会福祉課

障がいがあるお子さまを日常的に介護している家族の一時的な休息や家族の就労支援など、ご家族の介護負担を軽減するため、事業所でお子さまを日帰りで一時的にお預かりし、見守るサービスを提供しています。



◆救急◆

《お子さまが急病のときに》

○茨城子ども救急電話相談

お子さまが急な病気で、すぐに受診させたほうがよいのか、様子を見ても大丈夫なのか不安なとき、ご相談ください。(365日24時間対応)

プッシュ回線・携帯電話から「**#8000**」

すべての電話から ☎050-5445-2856



※緊急・重症の場合は迷わず「119」へ

《医療機関の照会》

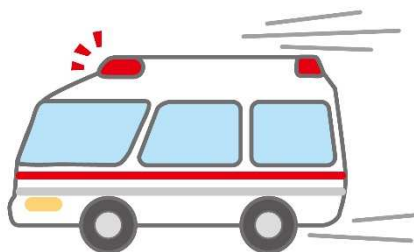
○茨城県救急医療情報システム

県内の医療機関の情報や休日夜間当番の医療機関情報を検索できます。

<https://www.qq.pref.ibaraki.jp/>

○病院の照会

- ◆消防本部 ☎0299-58-4541
- ◆小川消防署 ☎0299-58-4611
- ◆美野里消防署 ☎0299-48-2266
- ◆玉里消防署 ☎0299-58-0555



《誤飲のときに》

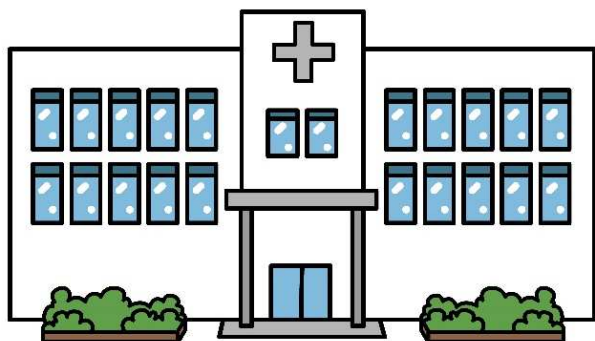
○日本中毒情報センター中毒110番（情報提供料無料、通話料のみ）

化学物質や動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供しております。(365日24時間対応)

- ◆大阪中毒110番 ☎072-727-2499
- ◆つくば中毒110番 ☎029-852-9999
- ◆たばこ誤飲事故専用電話（自動音声応答） ☎072-726-9922

○医療機関メモ ご自分で書き込んで活用してください。

医療機関	所在地	電話番号	診療時間・備考



◆手当◆

○児童手当・・・こども課

家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担うこどもの健全な育成及び資質の向上に資することを目的として支給される手当です。

お子さまを養育している方に、年6回（偶数月）、支払月の前月分までの手当を支給します。

◆手当を受けることができる方

小美玉市に住所があり、高校生年代（18歳に達した年度末）までのお子さまを養育している方が請求できます。

- ・国内に居住しているお子さまを養育している父母
（お子さまが海外に留学している場合は在学証明書等が必要です。）
- ・父母ともに収入がある場合は、継続的に収入が高い方が請求できます。
- ・単身赴任などで児童と住所が別の方は、別途届出書が必要です。
- ・離婚協議中などで別居中の場合は、同居されている方が優先されます。

※手当を受けるためには、手続きが必要です。

※申請した翌月分から支給となりますのでお早めに申請ください。

※公務員の方は勤務先から支給されます。お勤め先へお問い合わせください。

◆支給額（1人あたりの月額）

3歳未満・・・・・・・・・・15,000円
（3人目以降は30,000円）

3歳以上高校生年代まで・・・10,000円
（3人目以降は30,000円）

※所得制限はありません。

※「3人目以降」とは、養育している22歳到達の年度末までの間にあるお子さまを年長者から数えます。



○児童扶養手当・・・こども課

父または母と生計を同じくしていないお子さまを育成されるひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

お子さまを監護または養育している方に、年6回（奇数月）、支払月の前月分までの手当を支給します。

◆手当を受けることができる方

小美玉市に住所があり、18歳に達した年度末までのお子さま（心身におおむね中度以上の障がい（特別児童扶養手当2級と同程度）がある場合は20歳未満）を監護している母（父）または父母に代わってそのお子さまを養育している方が手当を受けることができます。

※手当を受けるためには、手続きが必要です。

※申請した翌月分からの支給となりますのでお早めに申請ください。

※日本国内に住所を有しないときや、お子さまが事実上婚姻関係にある相手に養育されているときなど、手当が支給されない場合があります。



◆支給額（令和7年4月1日改定）

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	46,690円	46,680円 ～ 11,010円
2人以降	1人につき 11,030円加算	1人につき 11,020円 ～ 5,520円加算

※支給額は、請求者や請求者の扶養義務者の所得に応じて決定され、10円刻みで調整されます。

◆手当の対象となる児童

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死不明な児童
- ⑤父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童
- ⑨父または母が裁判所から配偶者の暴力による保護命令を受けた児童

○障がい児福祉手当・・・社会福祉課

重度の障がいを有するお子さまに対して、その障がいのため必要な精神的、物質的な特別な負担を軽減するために支給されます。

※手当を受けるためには、手続きが必要です。

◆手当を受けることができる方

身体、知的または精神に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方

※障がいを支給事由とする公的年金を受給している方や施設などに入所している場合は、手当を受けることができません。

※受給者または配偶者もしくは扶養義務者に一定額以上の所得があった場合は、手当を受けることができません。

○在宅心身障がい児福祉手当・・・社会福祉課

お子さまの介護に当たる保護者とそのご家族の精神的、身体的労苦に報い、障がいのある方の生活の向上と福祉の増進を図るために支給されます。

※手当を受けるためには、手続きが必要です。

◆手当を受けることができる方

20歳未満の心身に障がいのあるお子さまを家庭で養育している保護者

※施設などに入所している場合や障がい児福祉手当を受けている場合は、手当を受けることができません。

○特別児童扶養手当・・・社会福祉課

精神、知的または身体に障がいのある20歳未満のお子さまを家庭で養育している方に対して支給されます。

※手当を受けるためには、手続きが必要です。

※受給者や配偶者および扶養義務者に一定額以上の所得があった場合は、手当を受けることができません。



◆就学前◆

○第2子保育料の無償化・・・こども課

多子世帯の経済的な負担を軽減するため、0歳から2歳までの第2子にかかる保育料を無償化します。

一度お支払いいただいた保育料を助成金として全額お返しします。

※無償化の助成を受けるには申請が必要です。

※その他要件があります。

◆対象となる方

保育所等を利用している世帯のお子さまで、3歳未満、かつ第2子以降のお子さまがいる世帯の保護者

※対象となる方には、毎年12月ごろに申請書を送付します。

助成が決定した方には、翌年5月下旬に助成金を支給します。

第3子及び3歳以上のお子さまの保育料は、はじめから無料です。

○就学時健康診断・・・教育指導課

就学前のお子さまを対象に健康診断を実施します。就学予定のお子さまの健康状態をお知らせし、入学までの諸準備に役立てていただくためにも受診してください。

◆対象となる方

翌年4月に小学校へ就学予定のお子さま

※対象となる方には、毎年8月ごろに通知を送付します。



◆小・中学校◆

○ランドセルの贈呈・・・生涯学習課

小学校に入学予定のお子さまへ、お祝いと子育て支援としてランドセルを贈呈します。お子さまの個性を自由に表現できるよう、ランドセルの色は6色からお選びいただけます。

※毎年6月に、該当となるお子さまがいるご家庭に郵送でお知らせします。

※贈呈には申請が必要です。お知らせの期間内にお申込みがない場合、ご希望の色が選択できない場合があります。

◆ランドセルの色（6色）

黒色（ブラック）・赤色（ストロベリー）

紺色（ネイビー）・紫色（パープル）

水色（サックス）・茶色（キャメル）

上記の色からお好きな色をお選びいただけます。



◆贈呈方法

12月ごろにご家庭へ引換券を送付いたします。

各学校で行う新入生保護者説明会の会場でお渡しする予定です。

○新入学準備金の入学前支給・・・教育指導課

市立小学校（義務教育学校を含む。）へ入学するお子さまの保護者で、就学援助制度の要件に該当するときは、新入学準備金を入学前に支給します。

※援助を受けるには申請が必要です。

○遠距離通学支援・・・教育指導課

通学が遠距離（学校からおおむね3km以上）となる児童に対して、スクールバス、路線バスを活用した支援をします。

◆小川南小学校：スクールバス

◆玉里学園義務教育学校前期課程：スクールバス、路線バス

◆小川北義務教育学校前期課程：スクールバス

◆堅倉小学校：コミュニティバス、路線バス

申請方法や乗降場所等、お問い合わせください。



○就学援助制度・・・教育指導課

経済的な理由でお困りの世帯に、お子さまが小・中学校（義務教育学校を含む。）の就学に必要な学用品費や給食費などの経費の一部を援助します。

援助の対象は、収入が低く経済的に困窮している世帯、生活保護が廃止・停止となった世帯、ひとり親世帯などのうち、前年の収入額が認定基準額を超えない世帯となります。

また、今年に入ってから収入に著しく変動があったときも、援助の対象となることがあります。

※援助を受けるには申請が必要です。

○特別支援教育就学奨励費制度・・・教育指導課

市内小・中学校（義務教育学校を含む。）の特別支援学級に入級しているお子さまのいる世帯に、お子さまの学校に必要な学用品や給食費などの経費の一部を援助します。

ただし、生活保護や就学援助の認定を受けている場合等は受給できません。

※援助を受けるには申請が必要です。

○巡回支援員派遣事業・・・教育指導課

お子さまの発育で心配なことや気になることがあるときは、巡回支援員（臨床心理士等）がご相談に応じます。

巡回支援員（臨床心理士等）が園を訪問し、保護者の方へ相談や助言等の支援を行います。

◆対象

市内保育所・幼稚園・認定こども園に在籍しているお子さま

◆内容

巡回支援員（臨床心理士等）による保育所等への巡回支援

保護者との個別相談や助言・支援



◆こどもの居場所◆

《市内幼稚園》

幼稚園名	所在地	電話番号
小美玉市立元気っ子幼稚園（公立）	小川234-1	0299-37-0067
小美玉市立よつば幼稚園（公立）	竹原571	0299-47-0426

○幼稚園の預かり保育・・・教育指導課

市立幼稚園では、登園前・降園後、就労等の理由により家で園児を見ることができない家庭を対象に、幼稚園で園児を預かります。詳しくは教育指導課へお問い合わせください。

《保育所》

○保育所・認定こども園・・・こども課

保育所・認定こども園（保育認定）は、保護者が仕事や病気などのため、家庭で保育できないとき、毎日一定の時間保護者に代わって保育するところです。

認定こども園は、幼稚園のように就学前に幼児教育を希望する方のお子さまの受け入れ（教育認定）も行います。

◆保育料

保育料については世帯の所得（市町村民税額等）により決定します。

（9月に保育料の切り替えがあります。）

4月～8月までの保育料は、前年度の市町村民税額により決定します。

9月～翌年3月までの保育料は、当年度の市町村民税額により決定します。

※世帯構成や市町村民税額等の内容によっては保育料軽減の対象となる場合もありますので、詳しくはこども課へお問い合わせください。

◆申込

新年度（4月）：前年10月中旬～11月中旬の指定期間内

年度途中入園：前月の10日まで



《市内保育所》

保育所名	所在地	電話番号	開所時間	受入年齢	子育て支援拠点	一時預かり	病後児保育
ひばり保育園 (私立)	山野 1237-38	0299- 54-0080	7:00～ 19:00	6か月～ 5歳児		●	
すずらん保育園 (私立)	中延 782-2	0299- 58-2543	7:00～ 19:00	6か月～ 5歳児		●	
さくら保育園 (私立)	小川 370-6	0299- 58-4821	7:00～ 19:00	6か月～ 5歳児	●	●	
さくら第2保育園 (私立)	飯前 1252-3	0299- 52-1881	7:00～ 19:00	6か月～ 5歳児	●	●	
太陽保育園 (私立)	鶴田 136-5	0299- 48-2253	7:00～ 19:00	4か月～ 5歳児	●	●	
四季の杜保育園 (私立)	堅倉 1570-6	0299- 48-3888	7:00～ 19:00	4か月～ 5歳児	●	●	●
ミーム保育園 (私立)	羽鳥 2719-36	0299- 28-8222	7:00～ 19:00	4か月～ 5歳児	●		
玉里第二保育園 (私立)	上玉里 1126-1	0299- 58-2643	7:00～ 20:00	産休明け ～5歳児	●	●	

《市内認定こども園》

認定こども園名	所在地	電話番号	開所時間	受入年齢	子育て支援拠点	一時預かり	病後児保育
認定こども園 美野里 (私立)	羽鳥 2624-8	0299- 46-0530	7:30～ 19:00	1歳児～ 5歳児	●		
認定こども園 納場保育園 (私立)	納場 111-1	0299- 48-1789	7:00～ 19:00	3か月～ 5歳児	●	●	
認定こども園 はとり保育園 (私立)	羽鳥 2815-1	0299- 28-7628	7:00～ 20:00	産休明け ～5歳児	●	●	
認定こども園 玉里保育園 (私立)	田木谷 1068-1	0299- 58-4968	7:00～ 20:00	産休明け ～5歳児	●	●	
認定こども園 ルンビニー学園 幼稚園 (私立)	上玉里 1137-5	0299- 58-2542	7:30～ 18:30	3歳児～ 5歳児	●	●	

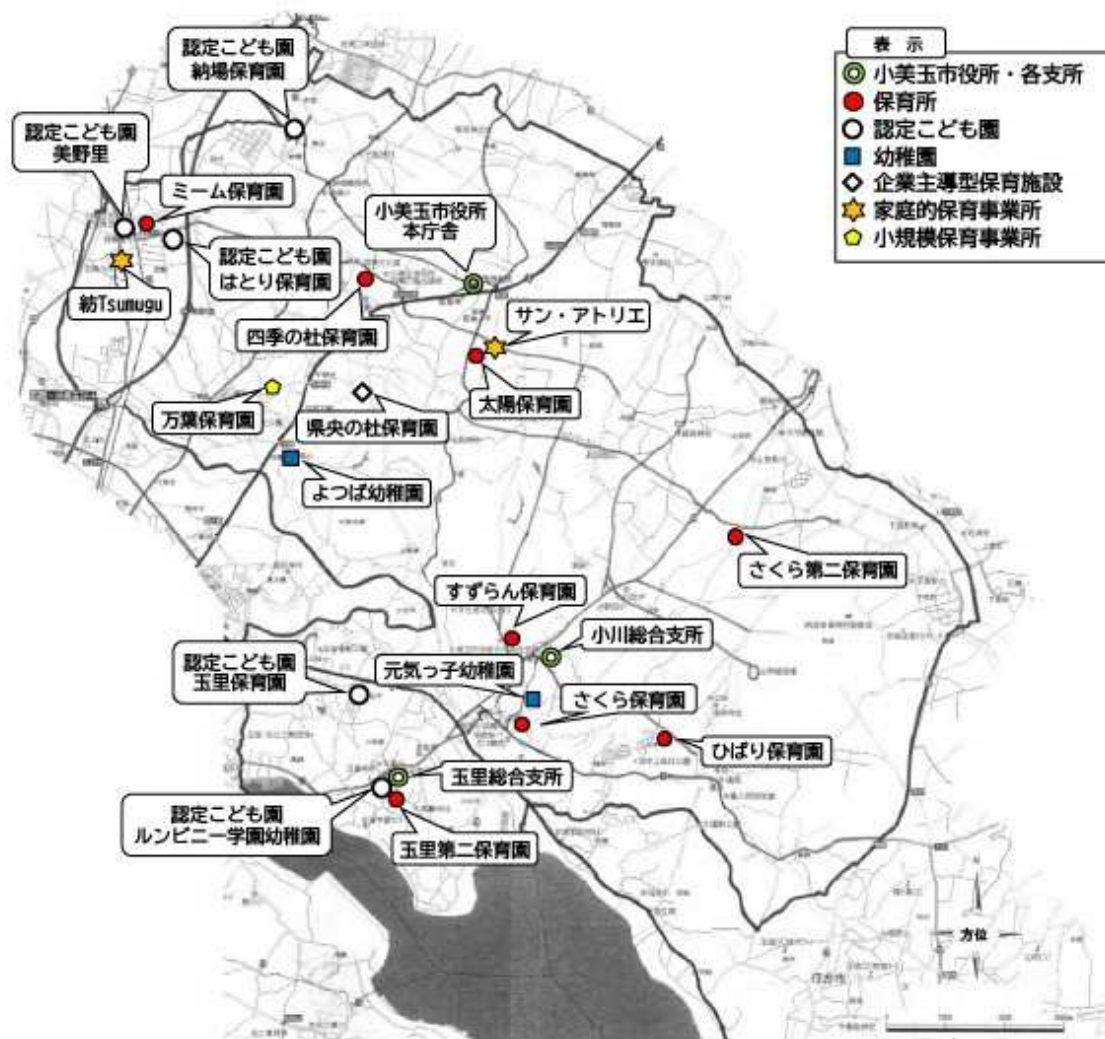
《市内地域型保育》

園名	所在地	電話番号	開所時間	受入年齢	子育て支援拠点	一時預かり	病後児保育
サン・アトリエ	鶴田 136-5	0299- 48-2253	7:00～ 19:00	2か月頃 (※1) ～2歳児			
紡 Tsumugu	羽鳥 2698-67	0299- 56-7373	7:00～ 18:00	4か月～ 2歳児			
万葉保育園	中台 141-1	0299- 57-2777	7:00～ 19:00	4か月～ 2歳児			

※1 お子さまの首がすわるようになってから



小美玉市保育施設等位置図



	施設名	所在地	電話番号	保育年齢
私立 保育所	ひばり保育園	小美玉市山野1237番地38	54-0080	6か月～5歳児
	すずらん保育園	小美玉市中延782番地2	58-2543	6か月～5歳児
	さくら保育園	小美玉市小川370番地6	58-4821	6か月～5歳児
	さくら第2保育園	小美玉市飯前1252番地3	52-1881	6か月～5歳児
	太陽保育園	小美玉市鶴田136番地5	48-2253	4か月～5歳児
	四季の杜保育園	小美玉市堅倉1570番地6	48-3888	4か月～5歳児
	ミーム保育園	小美玉市羽鳥2719番地36	28-8222	4か月～5歳児
	玉里第二保育園	小美玉市上玉里1126番地1	58-2643	産休明け～5歳児
私立認定 こども園	認定こども園美野里	小美玉市羽鳥2624番地8	46-0530	1歳児～5歳児
	認定こども園納場保育園	小美玉市納場111番地1	48-1789	3か月～5歳児
	認定こども園はとり保育園	小美玉市羽鳥2815番地1	28-7628	産休明け～5歳児
	認定こども園玉里保育園	小美玉市田木谷1068番地1	58-4968	産休明け～5歳児
	認定こども園ルンビニー学園幼稚園	小美玉市上玉里1137番地5	58-2542	3歳児～5歳児
家庭的 保育	サン・アトリエ	小美玉市鶴田136番地5	48-2253	2か月頃(※1)～2歳児
	紡Tsumugu	小美玉市羽鳥2698番地67	56-7373	4か月～2歳児
小規模保育	万葉保育園	小美玉市中台141番地1	57-2777	4か月～2歳児
公立 幼稚園	元気っ子幼稚園	小美玉市小川234番地1	37-0067	3歳児～5歳児
	よつば幼稚園	小美玉市竹原571番地	47-0426	3歳児～5歳児
企業主導型	県央の杜保育園	小美玉市中野谷565番地	57-2660	2か月～5歳児

※1 お子さまの首がすわるようになってから

《放課後のこどもの居場所》

○放課後児童クラブ・・・こども課

小学校1～6年生の児童を対象に、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対して、適切な「遊び」と「生活」の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的に開設しています。

◆利用申請ができる方

保護者の方が次のいずれかに該当する必要があります。

①就労に従事している場合

②求職活動など

③保護者が妊娠中または産後間もないとき

④保護者が病気負傷または、心身に障がいがあるために子どもの保育ができない場合

⑤病気や心身に障がいのある親族などの看護をしなければならない場合 等

※これらに該当している場合でも受入に余裕がないときは、入所の調整に時間を要する場合があります。

◆開設日

利用区分		開設日	開設時間 (基本)	開設時間 (延長)	
通常	1年を通して利用	学校の授業のある月～金曜日	放課後～ 18:00	～18:30	
		1・2学期の土曜日、 県民の日等の学校休業日	8:00～ 18:00		
長期	春・夏・冬休み 期間のみ利用	春・夏・冬休み期間の 月～土曜日	8:00～ 18:00	～18:30	7:30～
臨時	病気等の理由による 一時的な利用 (上記の③④⑤該当者)	通常・長期区分の開設日のうち 数日間の臨時利用 ※該当理由の確認書類が 必要となります。	8:00～ 18:00	～18:30	7:30～

◆保護者負担金（この他に、おやつ代や催事の際は必要な経費をご負担いただきます。）

利用区分		学校の授業のある 月～金曜日 (平日のみの利用)		全開設日 (土曜日・学校長期休業期間も利用)			納入 方法
		基本額 ～18:00	時間延長 ～18:30	基本額 ～18:00	時間延長 7:30～	時間延長 ～18:30	
通常	8月以外	3,000円	4,000円	4,000円	毎月の保護者 負担金と一緒に 1,000円追加で かかります。	5,000円	口座 振替
	8月			8,000円		9,000円	
長期	学年始			1,500円		2,000円	
	夏季			10,000円		12,000円	
	冬季			3,000円		4,000円	
	学年末			1,500円		2,000円	
	その他 (市長が認める期間)			市長が認める額		市長が認める額	
臨時	保護者の病 気、看護等によ る一定期間の 利用	日額300円	日額400円	基本 8:00～18:00 日額500円 延長 8:00～18:30 日額600円 延長 7:30～18:30 日額700円 延長 7:30～18:00 日額600円	納付書		

※保護者負担金については減免の制度があります。詳しくはお問い合わせください。

◆開催場所と連絡先

名称	開催場所	電話番号
小川南小放課後児童クラブ	小川南小内余裕教室	090-2047-0175
小川北義務教放課後児童クラブ	小川北義務教敷地内専用施設	090-4434-3487
羽鳥小放課後児童クラブ	羽鳥小敷地内専用施設	090-2047-0143
堅倉小放課後児童クラブ	堅倉小内余裕教室	090-2047-0334
納場小放課後児童クラブ	納場小内余裕教室	090-2047-0255
竹原小放課後児童クラブ	旧竹原幼稚園	090-2047-0366

※玉里学園義務教育学校区については、公設の学童は開設せず、民間運営の学童のみとなります。

※土曜日は、2か所で学童を開設します。

○民間放課後児童クラブへの補助・・・こども課

民間放課後児童クラブを利用する保護者の負担軽減と利用促進を図るため、市内民間保育所に補助を実施しています。



◆子育て応援情報◆

○いばらき子育て家庭優待制度（「いばらきKids Club」カード）

県内にお住まいの妊娠中の方や18歳以下のお子さまのいる家庭にカードを配付し、協賛店舗等から優待を受けられる制度です。

問い合わせ 茨城県子ども政策局 少子化対策課 ☎029-301-3261(直通)

様式第1号



旧カード



新カード

様式第2号



ステッカー



ポスター

なお、「いばらきKids Club」カードは、平成28年4月1日から全国（一部のぞく）の各子育て支援パスポート協賛店舗等でご利用いただけるようになりました。茨城県外のご利用には全国共通利用ロゴマークの入った新しいカードが必要となりますのでご注意ください。

○小美玉市子育て応援企業登録制度

子育て支援をトップ自ら宣言し、「仕事と子育ての両立支援」を推進するための取り組みを明記し、小美玉市内に事業所を有する企業に登録をお願いしています。

このマークが目印です。



○子育て世帯家事支援サービス助成事業・・・こども課

子育て世帯の負担を軽減するため、妊婦、就学前のお子さまがいる保護者を対象に、家事支援サービスの利用料を助成します。

※助成を受けるには申請が必要です。

※利用した家事支援サービスの内容が分かる領収証の写しをそえて、家事支援サービス業者を利用してから90日以内に申請してください。

◆支給対象となる方

- ・母子健康手帳の交付を受けた妊婦
- ・就学前のお子さまを監護・養育している方
- ・18歳までのヤングケアラー

※ヤングケアラーとは：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係に影響が出てしまうことがあります。

◆助成金の額と利用回数の上限

助成金額：1回の家事支援サービス利用にかかった費用の1/2の額
(上限2,000円、100円未満は切り捨て)

利用回数：1か月2回、1年間で24回まで

◆対象となるサービス

- ・食事の準備・後片付け・家の掃除整理整頓
- ・衣類の洗濯・生活必需品の買い物
- ・育児の補助・外出時の付き添い



○交通事故に備えていますか？

～県民交通災害共済のご案内～

県民交通災害共済は、会員の方が交通事故により怪我や死亡等の災害に遭われた場合に見舞金をお支払いする共済制度で、小美玉市に住民登録されている方であれば、年齢・健康状態を問わずどなたでも加入できます。

◆対象となる交通事故

- ①自転車、バイク、自転車等、車両運転中及び乗車中における事故
(転倒含む)
- ②歩行中に走行中の車両と接触した等の事故

◆見舞金について

治療期間(初診日から中止の日又は治癒した日までの期間)のうち、治療実日数(入院日数、実際に通院治療を受けた日数及び往診日数)により災害の等級を決定し、見舞金が給付されます。

◆共済期間 毎年4月1日から翌年3月31日まで

◆お申し込み会費(9月30日以降の加入は半額)

一般：900円

中学生以下：500円

◆受付窓口 防災管理課、小川総合窓口課、玉里総合窓口課、羽鳥出張所

○子育て広場

小美玉市では、地域において子育ての親子の交流等を促進するために、子育て支援の拠点（子育て広場等）を開設し、以下の事業を実施しています。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談・援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育ておよび子育て支援に関する講習等の実施

施設ごとに工夫を凝らした事業を実施していますので、ぜひご利用ください。

詳しくは市ホームページ（<https://www.city.omitama.lg.jp/>）からご確認ください。

○子育て情報アプリ・子育て情報サイト

子育て情報アプリは、スマートフォンやタブレットを使って妊娠・出産に関する情報など小美玉市のさまざまな子育て情報を検索することができます。子育てに役立つ便利機能も盛りだくさん。利用は無料です。

子育て情報アプリ

；右の二次元コードからダウンロードしてください。

子育て情報サイト；<https://www.omitama-kosodate.jp/>



○みんな集まれ！各種団体・施設の紹介

《各種団体》

◆演劇

演劇を通して、表現力や協調性、やり遂げる心を育てましょう。異なる年齢、異なる学校の友達ができます。公演のドキドキ感とワクワク感がたまらないのです。

グループ名	活動場所	電話番号
演劇ファミリーMyu	四季文化館みの～れ	0299-48-4466
演劇Crew Cosmo's	生涯学習センターコスモス	0299-26-9111

◆スポーツ少年団・・・スポーツ推進課

小美玉市内では、様々なスポーツ少年団が活躍しています。

あなたの好きなスポーツは何ですか？

心とからだを育てながら、仲間と一緒に思いっきり汗を流しましょう。

単位団名	競技名
小川ジュニア・サッカークラブ	サッカー
小川空手スポーツ少年団	空手
エターナルフットボールクラブスポーツ少年団	サッカー
小川少年剣友会スポーツ少年団	剣道
みのり少年剣友会	剣道
納場剣道スポーツ少年団	剣道
美野里スラッガーズスポーツ少年団	軟式野球
竹原少年剣友会スポーツ少年団	剣道
納場サッカースポーツ少年団	サッカー
MINORI FC	サッカー
みのりミニバスケットボールスポーツ少年団	ミニバスケットボール
美野里空手スポーツ少年団	空手
空手・八勝会スポーツ少年団	空手
みのりスカイ☆ウイングススポーツ少年団	バレーボール
玉里少年サッカークラブスポーツ少年団	サッカー
玉里少年野球クラブスポーツ少年団	軟式野球
小美球ブルーインパルス	バレーボール
小美玉ジュニアバドミントン少年団	バドミントン
おみたまシャトル	バドミントン
美野里山王ソフトテニススポーツ少年団	ソフトテニス
VALOR HOOPS ACADEMY	ミニバスケットボール
小美玉市ドッジボールスポーツ少年団	ドッジボール

主な活動日時や活動場所などの詳細を下記より検索することができます。

公益財団法人茨城県スポーツ協会「茨城県スポーツ少年団検索データベース」

https://www.ibaraki-sports.or.jp/shonendan/club_search/



◆文化ホールで楽しむ事業

市内3つの文化ホールでは、子ども・親子・マタニティを対象とした事業が展開されています。

事業名	問い合わせ先	電話番号
みゅ〜じっく☆すた〜と	四季文化館みの〜れ	0299-48-4466
和太鼓ワークショップ	四季文化館みの〜れ	0299-48-4466
あしたえがおになあれ	小川文化センターアピオス	0299-58-0921

◆読み聞かせ

市内の図書館や公民館では、ボランティアグループが絵本やパネルシアターなどを使ったお話し会を開いています。誰でも聞くことができますので、親子一緒に出かけてみましょう。

グループ名	活動場所	電話番号
絵本とおはなしの会 「夢ぽけっと」	小川図書館	0299-58-5828
読み聞かせ 「ネットワークメルヘン」	美野里公民館	0299-48-1110
「ひこうせん」おはなしの会	玉里図書館	0299-26-9111
話し方教室	小川図書館	0299-58-5828

《公園・広場》

①つくば電気通信希望ヶ丘公園 (希望ヶ丘公園)	⑦横町公園
②タスパ ジャパンミート パーク (玉里運動公園)	⑧羽木上森林公園
③東平児童公園	⑨玉里ふれあい公園
④堅倉わんぱく公園	⑩大井戸湖岸公園
⑤仲丸池公園	⑪宮田防災公園
⑥先後公園	⑫小川運動公園



《プール》

◆小川海洋センター

一般25メートルプール、幼児プール

- ・ 利用時間 第1回目 9:00～11:30
第2回目 13:00～15:30
第3回目 16:00～18:30
第4回目 19:00～21:30
- ・ 休館日 毎週月曜日は休館（月曜日が祝日の場合は翌日に変更）
年末年始（12月28日～1月4日予定）
夏休み期間中に2日程度
その他必要に応じて臨時休館することがあります。
- ・ 料金 規定のとおり
高校生及び一般 市内210円 市外420円
小学生及び中学生 市内100円 市外200円
幼児 無料（オムツの取れた幼児・水遊び用パンツ不可）
※キャップ着用・小学校3年生まで保護者の同伴が必要
※浮き輪、ボール、ボート等の遊具は持ち込み禁止
- ・ 問い合わせ 小川海洋センター ☎0299-58-5744

◆玉里海洋センター ※現在休止中

一般25メートルプール、幼児プール

- ・ 利用日時 7月中旬～8月末 9:00～18:30
- ・ 休館日 毎週月曜日は休館（月曜日が祝日の場合は翌日に変更）
- ・ 利用時間 午前の部 9:00～11:30
午後の部 13:00～15:30
夕方の部 16:00～18:30
- ・ 料金 規定のとおり
高校生及び一般 市内200円 市外400円
中学生以下 市内100円 市外200円
※キャップ着用・小学校3年生まで保護者の同伴が必要
※浮き輪、ボール、ボート等の遊具は持ち込み禁止
- ・ 問い合わせ 玉里海洋センター ☎0299-26-5761



○福祉機器の貸し出し

車いすなど福祉機器の必要な方が、在宅で安心して暮らせるように、また、家族の介護負担の軽減を目的として福祉機器の貸し出しを行っています。

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎0299-37-1551

○車いす送迎車（福祉車両）の貸し出し

車いす利用者及び特に移動が困難な方のために、外出の利便を図り、社会参加の促進を図ることを目的として、車いすのまま乗り降りできる送迎車を貸し出しています。通院や旅行、イベント参加などにご利用いただけます。

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎0299-37-1551

○援護金配分事業

重度障がい児のいる世帯、母子・父子世帯のうち、市民税非課税世帯に援護金（歳末たすけあい募金の実績額により変動）を配分しています。

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎0299-37-1551

○ひとり親家庭クリスマスケーキ配付事業

市内在住で中学生以下の子をもつ、ひとり親で児童扶養手当を受給している家庭（生活保護受給世帯を除く）へ、ホールケーキを配付しています。

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎0299-37-1551

○障がい児家族交流事業

障がい児をお持ちの家族を募り、体験や情報交換、交流を行い、日頃の悩みの解消やリフレッシュなどができるイベントを年に1回程度開催しています。

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎0299-37-1551



◆子育てに関する相談窓口◆

《ひとりで悩まず気軽に相談を》

○こども家庭センター

＜母子保健部門＞母子保健係 ☎0299-56-7720(直通)

妊娠・出産・子育て中のお悩みなどについて、保健師や助産師が寄り添い支援します。

＜児童福祉部門＞こども相談係 ☎0299-56-6640(直通)

すべてのこどもとそこご家庭からの相談を受け付け、必要な福祉の支援を行います。

家庭相談員が茨城県中央児童相談所等と連携を図り、相談に応じます。

秘密は固く守られますので安心してご相談ください。

児童虐待相談、子育て世代からの相談、DV相談などを受け付け、子育て短期支援事業（ショートステイ）などの各種制度の利用案内など、解決に向けてお手伝いをします。

○ひとり親家庭の相談・・・こども課

母子・父子自立支援員がひとり親家庭の方が抱えているさまざまな悩みについて相談に応じ、問題解決のお手伝いやアドバイスをしています。

○子育てスマイルトーク・・・生涯学習課

子どものしつけや子育ての悩みを、子育てサポーター（子育てを経験してきた地域の方）が伺い、お話をお聞きします。

- ・うちの子、わがまま？どう注意すれば…。
- ・園や学校に行きたがらない。
- ・お友達関係にモヤモヤ。 など

誰かに聞いてほしい小さな悩みや、身近な人に相談しづらい秘密のお話など相談無料・秘密厳守でお聞きします。

＜相談受付＞

- ・WEB申込 右の二次元コードからお申込みください。

※申込完了後、生涯学習課より確認のためご連絡いたします。

- ・電話申込 0299-48-1111（内線2263）生涯学習課

＜相談場所＞

ご自宅やご希望の公共施設



○子どもの教育相談・・・茨城県教育研修センター（教育相談課）

＜相談受付＞

電話相談 0296-71-3870

FAX受付 0296-71-3870(毎日24時間受付)

e-mail 7830@center.ibk.ed.jp(毎日24時間受付)

来所相談 0296-78-3219（予約）

電話相談では、直接相談員とお話ができます。来所相談では、教育や心理の専門家である相談員が対応します。

お子さまの健やかな成長を願ってさまざまな内容の相談を受け付けています。必要に応じて専門医による指導や助言を受けることができます。

- ・学校に登校できない
- ・集団生活が苦手である
- ・いじめについて悩んでいる
- ・家庭や学校生活で悩んでいる
- ・子育てやしつけについて悩んでいる

○いじめ・体罰解消サポートセンター・・・茨城県水戸教育事務所

- ・いじめに悩んでいたたり、困っていたりする人がいるとき
- ・わが子のいじめを察知したとき
- ・よその子のいじめを見つけたとき

電話相談・情報提供 029-221-5550

e-mail kenouijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp

※「いじめをなくそう！ネット目安箱」から匿名で知らせたい内容や相談を送ることができます。

○子どもホットライン・・・茨城県教育委員会

子どもホットラインは、子ども専用の電話相談です。心配なこと、悩んでいること、困ったこと、大人に聞いてみたいけど聞けないでいること、大人に言いたいけど言えないでいること、いろいろ、じっくり聴きながら一緒に考えていきます。

電話相談 029-221-8181

FAX受付 029-302-2166

○生徒指導相談室

☎029-221-5550

○茨城県中央児童相談所

☎029-221-4150



《障がいのあるお子さまの相談》

○福祉の相談・・・社会福祉課

(市内相談支援事業所)

障がいのあるお子さまの福祉に関する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援等を行います。

- ・相談支援事業所 たまりメリーホーム ☎0299-28-2190
- ・小美玉社協相談支援事業所 ☎0299-37-1988
- ・相談支援センターひよこ豆 ☎0299-57-6111
- ・相談支援事業所 きらら ☎0299-56-5294
- ・おひさま県央 ☎0299-56-2112
- ・小美玉相談支援センター ☎080-5724-5103

○専門機関の相談

- ・茨城県母子保健センター（水戸市緑町3-5-35茨城県保健衛生会館）☎029-221-1553
乳幼児のお子さまの心身の発達の遅れや育児上の様々な問題について小児科医師、心理専門員等がご相談に応じます。
- ・茨城県発達障害者支援センター COLORSつくば（つくば市高崎802-1）
☎029-875-3485

自閉症などの発達障がいに関して、ご本人や保護者からの相談に応じる他、家庭・保健・福祉・医療・教育機関等の関係機関連携の中心として、専門的支援のためのバックアップを行っています。

- ・茨城県中央児童相談所（水戸市水府町864-16）☎029-221-4150
18歳未満の児童に関するあらゆる問題の相談に応じ、専門的な判定を行うとともに、必要な助言・指導や施設入所手続きを行っています。

○障がい者110番

- ・茨城県障害者なんでも相談室（水戸市千波町1918）☎029-244-9588
障がい者や家族などが抱えている福祉、保健医療、教育、就労、生活や財産管理、法律などの諸問題について専任の相談員がご相談に応じます。

○教育の相談

- ・茨城県教育研修センター ☎0296-78-2777
発達が気になる子どもの教育相談を行なっています。



《児童虐待について》

◆児童虐待とは

親（または保護者）によって子どもに加えられた行為で、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為です。

◆虐待の種類

【身体的虐待】殴る・蹴る・やけどをさせる・戸外に閉め出す など

【ネグレクト（養育放棄）】食事を与えない・不潔なままにする・医者に連れて行かない・学校へ行かせない など

【性的虐待】性的ないたずらや性的行為を強要する・わいせつな写真の被写体にする など

【心理的虐待】ひどい言葉で子どもを傷つける・無視する・配偶者への暴力（DV）を行う など

◆児童虐待の相談

もしかしたら…？と思ったらご相談ください。「あなた」の心配りで子どもを虐待から守ることができるかもしれません。

ご連絡いただいた方の秘密は守られます。

<連絡先>

茨城県中央児童相談所

☎029-221-4150

いばらき虐待ホットライン（24時間対応）

☎0293-22-0293

小美玉市こども家庭センター

☎0299-56-6640

児童相談虐待対応ダイヤル ☎ 189

！緊急時は警察署110番へご連絡ください！

◆子どもを虐待から守るための5か条

- ①おかしいと感じたら迷わず連絡（通告は義務でもあり、権利でもある）
- ②「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場で判断）
- ③ひとりで抱え込まない（できることから即実行）
- ④親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではない）

令和7年度 小美玉市 母子保健事業年間予定表

会 場	美野里	四季健康館
	小 川	小川保健相談センター
	玉 里	玉里保健福祉センター

事業名	内容等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ハローベビー教室 【要予約】	対象：妊婦及びご家族 時間：9：00～12：00 内容：妊娠・出産の経過のお話、 妊婦体験・沐浴体験等 ※妊娠編（小川）と 出産編（美野里）のセット受講		16 金	14 土		12 金	4 土	11 火	6 土		10 火	7 土			
			予定日：R7.7～9月			予定日：R7.10～12月			予定日：R8.1～3月			予定日：R8.4～6月			
			小川	美野里		小川	美野里	小川	美野里		小川	美野里			
4～5か月児相談 【個人通知】	対象：4か月～6か月頃 受付：9：30～10：00 内容：身体計測・離乳食相談 育児相談・ブックスタート		23 水	28 水	25 水	20 水	17 水	29 水	27 木	23 火	28 水	18 水	24 火		
			R6.10～12.10生	R6.12.11～R7.1.20生	R7.1.21～2月生	R7.3月生	R7.4月生	R7.5月生	R7.6月生	R7.7月生	R7.8月生	R7.9月生	R7.10月生		
			小川保健相談センター												
10か月児相談 【個人通知】	対象：9か月～11か月頃 受付：9：30～10：00 内容：身体計測・離乳食相談 育児相談・親子遊び 歯科衛生士による歯科相談		11 金	14 水	13 金	9 水	29 金	10 水	10 金	14 金	10 水	13 金	13 金		
			R6.5～6月生	R6.7月生	R6.8月生	R6.9月生	R6.10月生	R6.11月生	R6.12月生	R7.1～2月生	R7.3月生	R7.4月生	R7.5月生		
			四季健康館												
1歳6か月児健診 【個人通知】	対象：1歳6か月～8か月頃 受付：13：00～13：30 内容：身体計測・栄養相談 内科診察・歯科診察 フッ素塗布		22 火	27 火	24 火	19 火	16 火	28 火	18 火	16 火	27 火	17 火	17 火		
			R5.8～9月生	R5.10月生	R5.11月生	R5.12～R6.1.15生	R6.1.16～2.10生	R6.2.11～3月生	R6.4月生	R6.5月生	R6.6月生	R6.7月生	R6.8月生		
			小川保健相談センター												
2歳児歯科健診 【個人通知】	対象：2歳5か月～7か月頃 受付：13：00～13：30 内容：身体計測・栄養相談 歯科診察・フッ素塗布		17 木	21 水	19 木	16 水	25 木	22 水	20 木	18 木	21 水	25 水	19 木		
			R4.9～10月生	R4.11月生	R4.12月生	R5.1月生	R5.2月生	R5.3月生	R5.4～5月生	R5.6月生	R5.7月生	R5.8.1～8.20生	R5.8.21～9月生		
			玉里保健福祉センター												
3歳児健診 【個人通知】	対象：3歳5か月～6か月頃 受付：13：00～13：30 内容：身体計測・栄養相談 内科診察・歯科診察 フッ素塗布 視力検査・尿検査		10 木	13 火	12 木	28 木	11 木	9 木	13 木	9 火	15 木	12 木	12 木		
			R3.10～11.10生	R3.11.11～12.10生	R3.12.11～R4.1月生	R4.2月生	R4.3月生	R4.4月生	R4.5月生	R4.6月生	R4.7月生	R4.8月生	R4.9月生		
			四季健康館												
育 児 相 談 【予約不要】	対象：乳幼児と保護者・妊婦 受付：9：30～11：00 内容：身体計測・栄養・母乳相談 育児相談・妊娠中の相談		15 火	23 金	17 火	10 木	5 火	4 木	16 木	6 木	4 木	16 金	5 木		
			小川	美野里	小川	美野里	小川	美野里	小川	美野里	小川	美野里	小川	美野里	
			小川	美野里	小川	美野里	小川	美野里	小川	美野里	小川	美野里	小川	美野里	
発 達 相 談 【要予約】	対象：ことばや発達面で心配の ある幼児 時間：9：00～12：00 内容：1人1時間程度の 臨床心理士による個別面談		22 火	27 火	24 火	19 火	16 火	28 火	18 火	16 火	27 火	17 火	17 火		
			小川保健相談センター												
			小川保健相談センター												

年間予定表・子育てに関する情報は、おみたま子育てアプリでも確認できます。
小美玉市子育てサイト (<http://www.omitama-kosodate.jp/>)からダウンロードし、ご利用ください。



おみたま子育て